

多治見市土地開発指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、多治見市における土地開発事業（以下「開発事業」という。）について一定の基準を定め、事業者に対し適切な指導を行うことにより、市域の健全な発展と秩序ある整備を図るとともに、災害を防止し、もって市民の良好な生活環境の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 開発事業 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為をいう。
- (2) 開発区域 開発事業が行われる土地の区域をいう。
- (3) 関連公共施設 開発事業に伴い新設又は改良を必要とする道路、公園、緑地、広場、下水道、河川、水路、調整池、沈砂池及び消防施設をいう。
- (4) 関連公益施設 開発事業に伴い新設または改良を必要とする保育所、幼稚園、小学校、中学校、集会施設、一般廃棄物集積施設、資源集積施設、上水道等をいう。

(適用範囲)

第3条 この要綱は、開発区域の面積が1,000平方メートル以上の開発事業で、都市計画法第29条第1項に規定する開発行為の許可を受けて行うものに適用する。

2 前項の規定にかかわらず、この要綱は、次のいずれかに掲げる開発事業には適用しない。

- (1) 国、地方公共団体その他これらに類する団体が施行する開発事業
- (2) 非常災害のための必要な応急措置として行う開発事業
- (3) その他市長が特に必要と認める開発事業

(事前協議)

第4条 事業者は、開発事業に関する法令等の規定による許認可申請をする前に事前協議申出書（別記様式第1号）により市長と協議するものとする。ただし、3,000平方メートル未満の開発事業については、この限りでない。

2 市長は、前項に規定する事前協議申出書の提出があったときは、別に定める土地開発指導委員会の意見を聴き、次項の指導基準に基づいて事業計画の内容を検討し、当該事業計画が不相当であると認めるときは事業者に対し事業計画の変更若しくは事業の中止について指導し、又は要請し、適当であると認めるときは次条に定める設計協議を求めるよう書面により事業者へ通知するものとする。

3 事業計画の検討は、次に掲げる事項を基準として行うものとする。

- (1) 事業計画は、土地の利用目的が国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第8条の規定により定められた多治見市計画その他の土地利用に関する計画及び多治見市総合計画に適合するものであること。
- (2) 事業計画は、土地の利用目的が都市計画法第7条の規定による市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画並びにその他の都市計画に適合するものであること。

- (3) 事業計画は、公共施設及び公益的施設の整備予定からみて明らかに不適当なものでないこと。
 - (4) 事業計画は、開発区域を含む周辺の自然環境の保全上明らかに不適当なものでないこと。
 - (5) 事業計画は、別に定める多治見市土地開発基準（平成2年告示第55号）に照らし明らかに不適当なものでないこと。
 - (6) 事業計画が岐阜県環境影響評価条例（平成7年岐阜県条例第10号）第2条第2号の対象事業に該当するときは、同条例に規定する環境影響評価に関する手続を伴うものであること。
 - (7) 事業計画がゴルフ場及び大規模レクリエーション施設開発事業に関する環境影響評価要綱（平成5年8月30日岐阜県公示）第2条第2号の対象事業に該当するときは、同要綱第7条に規定する実施計画を伴うものであること。
- 4 前項の規定にかかわらず、市長は、当該開発事業が、国又は県の法令等の規定により環境影響等について市長の意見の表明等を求められるものである場合は、環境影響等に関する検討を行わないものとする。

（設計協議）

- 第4条の2** 事業者は、前条の規定による事前協議が成立した開発事業（前条第1項ただし書きの規定により事前協議を行わなかった開発事業を含む。）の工事を施行しようとするときは、あらかじめ設計協議申出書（別記様式第2号）により市長と協議しなければならない。
- 2 前項に規定する設計協議を行おうとする事業者は、あらかじめ地域住民及び利害関係人との調整を図り、その結果を記載した書面を作成し、設計協議申出書に添付するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定により設計協議の申出を受けたときは、土地開発指導委員会の意見を聴き、法令に定めのあるもののほか、別に定める多治見市土地開発基準に基づいて協議の内容を検討し、必要と認めるときは、事業者に対し意見の通知をもって当該事業計画の一部又は全部の変更を求めるものとする。

（再協議）

- 第4条の3** 事業者は、市長と事前協議を行い、又は設計協議を行った開発事業について、その開発目的を変更する場合又は大幅に事業計画を変更する場合は、再度前2条に規定する事前協議又は設計協議を行わなければならない。

（協議の打ち切り）

- 第4条の4** 市長は、事業者が正当な理由がないにもかかわらず、第4条第2項の規定による通知の日から起算して3年を経過しても第4条の2第1項に規定する設計協議申出書の提出がないときは、当該開発事業の協議を打ち切ることができる。この場合において、市長は事業者に対し、書面により協議の打ち切りを通知するものとする。
- 2 市長は、事業者が正当な理由がないにもかかわらず、第4条の2第3項の規定による意見の通知の日から起算して2年を経過しても次条第1項に規定する協定の締結がない場合は、当該開発事業の協議を打ち切ることができる。この場合において、市長は事業者に対し、書面により協議の打ち切りを通知するものとする。

（協定の締結）

第5条 事業者は、関連公共施設及び関連公益施設（以下「施設等」という。）の配置並びに施設等の用に供する土地の提供その他必要な事項について関係法令等の許認可手続を終了した後、協定書（別記様式第3号）を標準とし、市長と協定を締結しなければならない。

（工事の着手）

第6条 事業者は、前条による協定を締結した後に工事に着手するものとする。

2 事業者は、工事に着手したときは、着工の日から7日以内に着工届（別記様式第4号）により市長に届け出るものとする。

（事業の変更、中断、廃止等）

第7条 事業者は、第5条による協定の締結後、事業内容の変更をしようとするときは、事前に設計協議変更申出書（別記様式第5号）により市長と協議しなければならない。ただし、市長が認める軽微な変更についてはこの限りでない。

2 事業者は、前項ただし書の軽微な変更をしようとするときは、設計協議変更届（別記様式第6号）により市長に届け出なければならない。

3 事業者は、開発事業を廃止し、又は工事を2か月以上中断しようとするとき若しくは中断した工事を再開しようとするときは、速やかに市長に事業の廃止、中断、再開届（別記様式第7号）により届け出なければならない。この場合において、事業者は、あらかじめ地域住民及び利害関係人との調整を図っておかななければならない。

4 第1項及び第2項の規定は、第6項の規定による変更協定の締結後更に事業内容の変更をしようとする場合について準用する。

5 事業者が第5条の規定による協定又は次項の規定による変更協定の締結後、当該開発事業について、その開発目的を変更する場合又は大幅に事業計画を変更する場合は、第4条及び第4条の2の規定により再度事前協議及び設計協議を行うものとする。

6 事業者は、第1項の協議又は第2項の届出及びこれらに伴う関係法令等の許認可手続を終了した後、変更協定書（別記様式第8号）を標準とし、市長と変更協定を締結しなければならない。

（立入調査）

第8条 市長は、必要と認める場合には開発区域に職員を立ち入らせることができる。

2 市長は、前項による立入調査の結果、当該開発事業が周辺の環境に重大な影響を及ぼすと認められるときは、当該開発事業を変更又は改善するよう指導又は助言することができる。

（地位の承継）

第9条 第5条の規定による協定の締結後、当該開発区域内の土地の所有権その他当該開発事業を施行する権原を取得した者（次項に規定する者を除く。）が当該協定を締結した者が有していた地位を承継しようとするときは、市長に地位承継承認申請書（別記様式第9号）を提出し、承認を受けなければならない。

2 第5条の規定による協定を締結した者の相続人その他の一般承継人は、市長に地位承継届（別記様式第10号）により届け出なければならない。

（工事完了の検査）

第 10 条 事業者は、開発事業に係る工事が竣工したときは、速やかに竣工検査申請書（別記様式第 11 号）を市長に提出し、検査を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による竣工検査申請書を受理したときは、遅滞なく当該工事が協議の内容に適合しているかどうかについて検査し、適合していると認めたときは、検査済証（別記様式第 12 号）を事業者に交付するものとする。

（施設等の管理）

第 11 条 施設等の管理については、施設等の管理計画書（別表）によるものとし、事業者は、自ら管理するものを除き、市に施設等の移管をしなければならない。

2 事業者は、施設等の管理について管理予定者との協議書（別記様式第 13 号）によりあらかじめ市長と協議しなければならない。

3 都市計画法に基づく開発許可を要する開発事業については、同法第 32 条に規定する協議をもって前項の協議に代えるものとする。

4 事業者は、施設等の移管手続が完了するまでの間、施設等の管理責任を負わなければならない。

5 事業者は、施設等を市に移管しようとするときは、施設等の移管検査申請書（別記様式第 14 号）を市長に提出し、施設等の検査（以下「移管検査」という。）を受けなければならない。

6 市長は、前項に規定する移管検査を実施した後、事業者に対し施設等移管検査結果通知書（別記様式第 15 号）により検査の結果を通知するものとする。この場合において、不備を認めたときは、その旨を通知して再度移管検査を実施するものとし、不備がないと認めたときは、施設等の移管を受ける旨を通知するものとする。

7 事業者は、施設等の用に供する土地を市に帰属又は寄附しようとするときは、関連公共施設の帰属申出書（別記様式第 16 号）又は関連公益施設の寄附申出書（別記様式第 17 号）を市長に提出しなければならない。

8 第 2 項に規定する管理予定者との協議書に基づき前条第 2 項による検査済証の交付までに市に移管する施設等については、移管検査を省くことができる。

9 第 7 条第 1 項又は同条第 2 項による事業内容の変更に伴い、第 2 項の協議内容に変更が生ずるときは、変更後の施設等の管理について同項の規定を準用する。

（被害の補償）

第 12 条 開発事業により被害が生じたときは、全て事業者の責任においてこれを補償しなければならない。

（運用の特例）

第 13 条 市長は、この要綱を適用することが区域の立地条件、地域住民の意見等から著しく不適當であると認められるときは、特別の措置を講ずることができる。

（測量の成果）

第 14 条 事業者は、確定測量の成果について、極力、国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 5 項に規定する申請を行うよう努めるものとする。

(その他)

第 15 条 この要綱に定めのない事項又はこの要綱により難しい事項については、別途市長が定める。

(附 則 略)

別表 (第 11 条関係)

施設等の管理計画書

施設等の名称	管理者 (担当課)	移管の内容
道路 (歩行者専用道路及び自転車専用道路を含む。)	多治見市 (道路河川課)	敷地については、検査済証交付までに市に帰属申出する。施設については、検査済証交付までに市に移管する。ただし、検査済証交付後 2 年以内に工事の施工に起因する不良箇所が発生した場合は、事業者が補修又は改修を行うものとする。
水路		敷地については、検査済証交付までに市に帰属申出する。施設については、検査済証交付までに市に移管する。ただし、検査済証交付後 2 年以内に工事の施工に起因する不良箇所が発生した場合は、事業者が補修又は改修を行うものとする。
水路 (開発に伴い必要となる開発区域外の水路)		敷地については、検査済証交付までに市に寄附申出する。施設については、検査済証交付までに市に移管する。ただし、検査済証交付後 2 年以内に工事の施工に起因する不良箇所が発生した場合は、事業者が補修又は改修を行うものとする。
調整池 沈砂池		敷地については、検査済証交付までに市に帰属申出する。施設については、検査済証交付までに市に移管する。ただし、検査済証交付後 2 年以内に工事の施工に起因する不良箇所が発生した場合は、事業者が補修又は改修を行うものとする。
交通安全施設		検査済証交付までに、市に移管する。
公園 児童遊園 広場	多治見市 (緑化公園課)	敷地については、検査済証交付までに市に帰属申出する。施設については、検査済証交付までに市に移管する。ただし、検査済証交付後 2 年以内に工事の施工に起因する不良箇所が発生した場合は、事業者が補修又は改修を行うものとする。
緑地 造成法面 緑道		敷地については、検査済証交付までに市に帰属申出する。施設については、検査済証交付までに市に移管する。ただし、検査済証交付後 2 年以内に工事の施工に起因する不良箇所が発生した場合は、事業者が補修又は改修を行うものとする。

保育所 幼稚園	多治見市 (保育幼稚園課)	敷地については、検査済証交付までに市に寄附申出する。
小学校 中学校 高等学校	多治見市 (教育総務課)	敷地については、検査済証交付までに市に寄附申出する。
集会所	多治見市 (総務課)	施設は事業者において設置し、敷地の寄附申出の時期、施設の建築及び移管時期については別途協議する。
消火栓 防火水槽	多治見市 (消防総務課)	敷地については、検査済証交付までに市に帰属申出する。施設については、検査済証交付までに市に移管する。
消防団詰所		敷地については、検査済証交付までに市に寄附申出する。
防災行政無線施設	多治見市 (危機管理課)	施設については、検査済証交付までに市に移管する。
埋蔵文化財	多治見市 (文化財保護センター)	埋蔵文化財を現状のまま保存する場合には、その敷地の移管について協議する。
公民館	多治見市 (文化スポーツ課)	敷地については、検査済証交付までに市に寄附申出する。
一般廃棄物集積施設 資源集積施設	多治見市 (三の倉センター)	敷地については、検査済証交付までに市に寄附申出する。施設については、検査済証交付までに市に移管する。ただし、協議により事業者管理としたものを除く。
上水道施設	多治見市 (上下水道工務課)	敷地については、市に寄附申出する。水道施設(給水装置を除く。)については、検査済証交付までに市に移管する。
下水道施設	多治見市 (上下水道工務課)	敷地については、検査済証交付までに市に帰属申出する。施設については、検査済証交付までに市に移管する。ただし、検査済証交付後2年以内に工事の施工に起因する不良箇所が発生した場合は、事業者が補修又は改修を行うものとする。
汚水処理施設 污水管	事業者 (上下水道工務課)	公共下水道処理区域となった場合は、事業者は集中合併処理浄化槽及び宅地内排水設備を除く汚水処理施設について、再検査後、破損箇所等を手直しのうえ市に移管する。なお、ポンプ場等で下水道の施設として利用が可能な施設は市に移管し、その敷地は市に寄附申出する。又、公共下水道への接続により不要となった集中合併処理浄化槽は、事業者の責任において速やかに解体撤去し、その敷地は事業者において良好に管理するものとする。
地区事務所	多治見市 (市民課)	敷地については、検査済証交付までに市に寄附申出する。
防犯灯	事業者 (道路河川課)	事業者の責任において良好に管理する。

注1：都市計画法に基づく開発行為以外で設置する公共施設は、「帰属申出」を「寄附申出」に読み替えること。

注2：住宅の建築の用に供する目的以外で行う開発事業により設置される広場、緑地、造成法面は、敷地、施設について事業者にて管理すること。

注3：0.3ha未満の開発事業により設置される緑地、造成法面は、事業者にて管理すること。

注 4 : 事業者の責任において設置する幼稚園若しくは保育所又は小学校、中学校若しくは高等学校の用に供する敷地は、事業者にて管理すること。

事前協議申出書

年 月 日

多治見市長 様

住 所

事業者 氏 名

電話番号 () -

多治見市土地開発指導要綱第4条第1項の規定により、次のとおり協議いたします。

開 発 事 業 名	
開発区域の位置	多治見市
開発区域の面積	
設計者住所氏名	TEL. () -

開発区域内における地目別面積

地 目	公 簿 面 積	実 測 面 積
山 林	m ²	m ²
宅 地	m ²	m ²
農 地	m ²	m ²
そ の 他	m ²	m ²
計	m ²	m ²

開発区域内における開発規制法令

区 分		公簿面積	地 番
都市計画法	市街化区域 用途地域 ()	m ²	
	市街化調整区域	m ²	
宅地造成及び特定盛土等規制法		m ²	
砂防法		m ²	
森林法		m ²	
		m ²	

事業計画概要

(1) 土地の選定理由

--

(2) 土地利用概要

① 宅地造成事業

分譲宅地	区画	戸		
マンション等	区画	棟	戸	階数

② その他の建築物の建設を目的とした事業

予定建築物等の種類		延床面積	m ²	階数
-----------	--	------	----------------	----

③ 建築物の建設を目的としない事業

事業の目的	
事業完了後の土地の形態	

(3) 開発区域外施設の現況

接続先道路の種類及び幅員	W = m
流末排水施設の種類及び規模	

(4) 土地取得の方式

--

備考

添付書類は次のとおりとする。

1. 土地の公図の写し及び一筆調書(土地の権利に関する調書)・・(別記様式第18号)
2. 開発区域の位置図 (縮尺 1/2,500 ~ 1/50,000)
3. 開発区域の現況平面図 (縮尺 1/2,500 以上)
4. 土地利用計画図 (縮尺 1/2,500 以上)
5. 造成計画平面図 (縮尺 1/2,500 以上)
6. 排水系統図 (縮尺 1/10,000 以上)

設計協議申出書

年 月 日

多治見市長 様

住 所

事業者 氏 名

電話番号 () -

多治見市土地開発指導要綱第4条の2第1項の規定により、次のとおり協議します。

設計者住所・氏名		TEL. () -	
工事施工者住所・氏名		TEL. () -	
開 発 事 業 名			
開 発 事 業 の 目 的			
開 発 区 域 の 位 置			
開 発 区 域 の 面 積 m²			
関連 公共 施設	1. 道 路	L = m	A = m ²
	2. 公 園	ヶ所	m ²
	3. 遊 園・広 場	ヶ所	m ²
	4. 緑 地	自然緑地 m ²	造成緑地 m ²
	5. 河 川・水 路	m ²	
	6. 消 防 施 設	消火栓 ヶ所 m ²	防火水槽 ヶ所 m ²
	7. 給 水 の 方 法		
	8. 汚 水 処 理 の 方 法	集中合併 処理施設	ヶ所 m ²
	9. 下 水 道 施 設	m ²	
関連 公益 施設	1. 集 会 施 設	ヶ所	m ²
	2. 一 般 廃 棄 物 ・ 資 源 集 積 施 設	ヶ所	m ²
	3. そ の 他 (学校、保育所、上 水道施設等)	種類 , ,	合計 m ²
宅 地 の 面 積		区画 m ²	※ 受 付 欄
1 区画当り平均面積		m ²	
予 定 建 築 物 の 用 途			
予 定 建 築 物 の 棟 数・戸 数		棟 戸	

利害関係者等の協議	1. 市民組織					
	2. 農業関係者					
	3. 水利権関係者					
	4. その他					
法令に基づく規制・制限	1. 都市計画法	市街化区域			m ²	
		(用途地域)				
		市街化調整区域			m ²	
	2. 宅地造成及び特定盛土等規制法				m ²	
	3. 砂防法				m ²	
	4. 森林法				m ²	
5. その他				m ²		
工事の概要	1. 切土盛土する土地の面積				m ²	
	2. 切土盛土の土量	切土				m ³
		盛土				m ³
	3. 擁壁	番号	構造	高さ	延長	
				m	m	
				m	m	
				m	m	
	4. 排水施設	番号	種類	内法の寸法	延長	
				cm	m	
				cm	m	
				cm	m	
	5. がけ面の保護の方法					
	6. 工事中の危険防止対策					
	7. その他の措置					
	8. 工事着工予定年月日	年 月 日				
9. 工事完了予定年月日	年 月 日					
その他必要な事項						

注：※印のある欄は記入しないこと。

備 考

1 添付書類は、次のとおりとする。

- (1) 開発に係る土地全部事項証明書及び一筆調書(別記様式第18号)
- (2) 開発区域の土地等の所有者及びその他の権利者の同意書、印鑑証明書並びに区域外の民有地で排水施設を設置する等造成後更に区域外に及ぼす影響があると認められる土地の所有者及びその他の権利者の同意書
- (3) 開発区域及び流末水路の流量計算書並びに構造物の安定計算書
- (4) 土量計算書
- (5) 多治見市土地開発指導要綱第11条による管理予定者との協議書(別記様式第13号)
- (6) 申請者が法人の場合は法人の履歴事項全部証明書、個人の場合は住民票の写し
- (7) 設計者資格証明書の写し(宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第22条各号に掲げる設計者資格を証する書類)
- (8) 委任状(申請手続き業務を委任するとき。)
- (9) 地域住民又は利害関係人との調整結果報告書
- (10) その他市長が必要とする書類(事前協議回答書の写し、土砂搬入搬出経路図、二次製品擁壁についての宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第17条に基づく認定書の写し等)

2 添付図面は、次のとおりとする。

- | | |
|--|---------------------------|
| (1) 開発区域位置図(1/50,000以上) | (18) 防災工事計画平面図(1/1,000以上) |
| (2) 開発区域区域図(1/10,000以上) | (19) 防災施設構造図(1/100以上) |
| (3) 現況平面図(1/2,500以上) | (20) 防火水槽構造図(1/50以上) |
| (4) 土地の公図の写し | (21) 公園計画承認図(1/500以上) |
| (5) 求積図(開発区域及び切土盛土する土地) | (22) 遊園計画承認図(1/500以上) |
| (6) 土地利用計画平面図(1/1,000以上) | (23) 集会施設設計図 |
| (7) 造成計画平面図(1/1,000以上) | (24) 汚水処理施設構造図 |
| (8) 造成計画断面図(1/1,000以上) | (25) 緑化計画平面図(1/1,000以上) |
| (9) 排水系統図(1/1,000以上) | |
| (10) 雨水排水施設計画平面図(1/500以上) | |
| (11) 汚水排水施設計画平面図(1/500以上)
(戸別浄化槽による場合を除く) | |
| (12) がけの断面図(1/50以上) | |
| (13) 擁壁の断面図(1/50以上) | |
| (14) 道路縦断面図(1/50以上) | |
| (15) 道路横断面図(1/50以上) | |
| (16) 排水施設縦断面図(1/500以上) | |
| (17) 排水施設構造図(1/50以上) | |

協 定 書

第 号

第1条 多治見市(以下「甲」という。)と開発事業者

(以下「乙」という。)との間で、乙が行う第3条の開発事業につき、多治見市土地開発指導要綱(平成2年告示第54号。以下「指導要綱」という。)第5条に基づいて次のとおり協定する。

第2条 乙は、当該開発事業の施行に当たっては、都市計画法(昭和43年法律第100号)、その他関係法令及び指導要綱を遵守し、万一当該開発事業に起因して利害関係人等との間に紛争の生じたときは、原則として乙の責任において解決するものとする。

第3条 乙が行う開発事業の概要は次のとおりとする。

1 施行場所

多治見市

2 施行目的

(区画 棟 戸)

3 施行面積

実測 m² (公簿 m²)

4 施行期間

年 月 日から 年 月 日まで

第4条 乙が行う開発事業の計画概要は、別添図面のとおりとする。

第5条 乙は、当該開発事業に着手したときは、甲にその旨を届け出なければならない。

第6条 乙は、当該開発事業が竣工したときは、甲にその旨を届け出、甲の竣工検査を受けなければならない。

第7条 乙は、当該開発事業の内容を変更しようとするときは、事前に甲と協議しなければならない。

第8条 当該開発事業に係る施設等の維持管理については、別紙「施設等の協議結果書」のとおりとする。

第9条 この協定に定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

上記協定の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

年 月 日

甲

乙

別紙

施設等の協議結果書

施設等の名称	位置	規模及び概要	管理者となる者	摘要

着 工 届

多治見市長 様

住 所
事業者
氏 名

多治見市土地開発指導要綱第6条第2項に基づき、次のとおり届け出ます。

開 発 事 業 名	
開 発 区 域 の 位 置	多治見市
開 発 区 域 の 面 積	m ²
住所 工事施工者 氏名	TEL() -
住所 現場施工管理者 氏名	TEL() -
協定年月日及び番号	年 月 日 第 号
工事着工年月日	年 月 日
工事完了年月日	年 月 日
備 考	

設計協議変更申出書

年 月 日

多治見市長 様

住 所

事業者 氏 名

TEL() -

多治見市土地開発指導要綱第7条第1項の規定により、次のとおり協議します。

設計者住所・氏名		TEL() -		
工事施工者住所・氏名		TEL() -		
開 発 事 業 名				
開 発 事 業 の 目 的				
協定年月日及び番号		年 月 日 第 号		
変更に係る事項		変更前	変更後	
開発区域の位置				
開発区域の面積		m ²	m ²	
関連 公共 施設	1. 道 路	L = m A = m ²	L = m A = m ²	
	2. 公 園	ヶ所 m ²	ヶ所 m ²	
	3. 遊 園・広 場	ヶ所 m ²	ヶ所 m ²	
	4. 緑 地	自然緑地	m ²	自然緑地 m ²
		造成緑地	m ²	造成緑地 m ²
	5. 河 川 ・ 水 路	m ²	m ²	
	6. 消 防 施 設	消火栓 ヶ所 m ²	消火栓 ヶ所 m ²	
		防火水槽 ヶ所 m ²	防火水槽 ヶ所 m ²	
	7. 給 水 の 方 法			
8. 汚 水 処 理 の 方 法	集中合併 ヶ所 処理施設 m ²	集中合併 ヶ所 処理施設 m ²		
9. 下 水 道 施 設	m ²	m ²		
関連 公共 無 施設	1. 集 会 施 設	ヶ所 m ²	ヶ所 m ²	
	2. 一 般 廃 棄 物 ・ 資 源 集 積 施 設	ヶ所 m ²	ヶ所 m ²	
	3. そ の 他 (学校、保育所、上水道施設 等)	種類 合計 m ²	種類 合計 m ²	
	変更前	変更後	※ 受 付 欄	
宅地の面積	区画 m ²	区画 m ²		
1区画当り平均面積	m ²	m ²		
予定建築物の用途				
予定建築物の棟数・戸	棟 戸	棟 戸		

		変 更 前		変 更 後		
利害関係者等との協議	1. 市 民 組 織					
	2. 農 業 関 係 者					
	3. 水 利 関 係 者					
	そ の 他					
法令に基づく規制・制限	1. 都 市 計 画 法	市街化区域 (用途地域) 市街化調整区域	m ² m ²	市街化区域 (用途地域) 市街化調整区域	m ² m ²	
	2. 宅地造成及び特定盛土等規制法		m ²		m ²	
	3. 砂 防 法		m ²		m ²	
	4. 森 林 法		m ²		m ²	
	そ の 他		m ²		m ²	
工 事 の 概 要	1. 切土盛土する土地の面積			m ²	m ²	
	2. 切土盛土の土量	切 土		m ³	m ³	
		盛 土		m ³	m ³	
	3. 擁壁		番号	構 造	高 さ	延 長
		変更前			m	m
		変更後			m	m
		変更前			m	m
	4. 排水施設		番号	種 類	内法の寸法	延 長
		変更前			cm	m
		変更後			cm	m
		変更前			cm	m
	変更後			cm	m	
	5. がけ面の保護の方法					
	6. 工事中の危険防止対策					
	7. そ の 他 の 措 置					
8. 工事着工予定年月日			年 月 日			
9. 工事完了予定年月日			年 月 日			
そ の 他 必 要 な 事 項						

注 1 : ※印のある欄は記入しないこと。

注 2 : 変更のない事項については、従前の内容を「変更前」欄にそのまま記載し「変更後」欄は削除すること。

添付書類

- 1 変更理由書(変更に至った理由を変更項目ごとに具体的に記載すること。)
- 2 位置図
- 3 区域図
- 4 変更に係る書類
- 5 変更に係る図面

設計協議変更届

年 月 日

多治見市長 様

住 所
 事業者 氏 名
 TEL() -

多治見市土地開発指導要綱第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

協定年月日及び番号	年 月 日 第 号	
開 発 事 業 名		
開 発 事 業 の 目 的		
開 発 区 域 の 位 置		
開 発 区 域 の 面 積	m ²	
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後
工 期	年 月 日 ~ 年 月 日	年 月 日 ~ 年 月 日
工事施工者住所・氏名		
設計者住所・氏名		
そ の 他		
変 更 の 理 由		※ 受 付 欄

注1：「変更の理由」欄には変更に至った理由を変更項目ごとに具体的に記載すること。

注2：変更に係る事項は該当するもののみ記入すること。

注3：※印のある欄は記入しないこと。

添付書類

- 1 変更に係る書類
- 2 変更に係る図面

事業の廃止、中断、再開届

年 月 日

多治見市長 様

住 所
事業者
氏 名

多治見市土地開発指導要綱第7条第3項により、次のとおり届け出ます。

協定年月日及び番号	年 月 日 第 号
開 発 事 業 名	
開 発 区 域 の 位 置	多治見市
開 発 区 域 の 面 積	㎡
工 事 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
廃止、中断又は再開年月日	年 月 日 廃止 中断 再開
中 断 予 定 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
廃止、中断又は再開の理由	
廃止又は中断時の 工 事 進 捗 状 況	
防 災 措 置	
備 考	

注：廃止、中断、再開のうち該当するものに丸印をつけること。

添付書類

- 1 廃止又は中断時の写真
- 2 防災措置に係る図面

変更協定書

第 号

第1条 多治見市(以下「甲」という。)と開発事業者(以下「乙」という。)は、多治見市土地開発指導要綱第7条第6項に基づき、平成 年 月 日協定書第 号(以下「 号の協定」という。)の一部を変更し、次のとおり協定する。

第2条 乙が行う開発事業の概要は次のとおりとする。

- 1 施行場所
多治見市
- 2 施行目的
(区画 棟 戸)
- 3 施行面積
実測 m² (公簿 m²)
- 4 施行期間
年 月 日から 年 月 日まで

第3条 乙が行う開発事業の計画概要は、別添図面のとおりとする。

第4条 当該開発事業に係る施設等の維持管理については、別紙「施設等の協議結果書」のとおりとする。

第5条 乙は、本協定による内容のほか、第 号の協定内容を遵守すること。

上記協定の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

年 月 日

甲

乙

別紙
施設等の協議結果書

施設等の名称	位置	規模及び概要	管理者となる者	摘要

地位承継承認申請書

年 月 日

多治見市長 様

住 所

地位譲受者

氏 名

多治見市土地開発指導要綱第9条第1項の規定により、次のとおり申請します。

開 発 事 業 名	
開 発 区 域 の 位 置	多治見市
開 発 区 域 の 面 積	m ²
協定年月日及び番号	年 月 日 第 号
住 所 地位譲渡者 氏 名	
承 継 理 由	
※承認通知欄	上記のとおり承認する。 第 号 年 月 日 <p style="text-align: right;">多治見市長 印</p>

注：※印のある欄は記入しないこと。

添付書類

- 1 戸籍謄本(法人の場合は履歴事項全部証明書)
- 2 公図の写し
- 3 開発区域に係る土地の全部事項証明書
- 4 開発区域の土地の所有者及びその他の権利者の同意書、印鑑証明書並びに区域外の民有地で排水施設を設置する等造成後更に区域外に及ぼす影響があると認められる土地の所有者及びその他の権利者の同意書

地位承継届

年 月 日

多治見市長 様

住 所

地位承継者

氏 名

多治見市土地開発指導要綱第 9 条第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。

開 発 事 業 名	
開 発 区 域 の 位 置	多治見市
開 発 区 域 の 面 積	m ²
協定年月日及び番号	年 月 日 第 号
住 所 地位譲渡者 氏 名	
地 位 承 継 年 月 日	年 月 日
承 継 の 理 由	

添付書類 戸籍謄本(法人の場合は履歴事項全部証明書)

竣工検査申請書

年 月 日

多治見市長 様

住 所

事業者

氏 名

多治見市土地開発指導要綱第10条第1項の規定により、次のとおり申請いたします。

開 発 事 業 名	
開 発 区 域 の 位 置	多治見市
開 発 区 域 の 面 積	m ²
協定年月日及び番号	年 月 日 第 号
工事着工年月日	年 月 日
工事完了年月日	年 月 日
備 考	

添付書類

- 1 確定測量図
- 2 工事着手前、工事中及び完了後の写真
- 3 関連公共施設及び関連公益施設の完成写真
- 4 その他特に指定する写真

検 査 済 証

第 号
年 月 日

多治見市長



次の開発事業は、検査の結果竣工と認めたので多治見市土地開発指導要綱第10条第2項の規定により、検査済証を交付する。

事業者の住所・氏名	
開 発 事 業 名	
開 発 区 域 の 位 置	多治見市
開 発 区 域 の 面 積	㎡
協定年月日及び番号	年 月 日 第 号
竣 工 検 査 年 月 日	年 月 日
手直し等指示年月日	年 月 日
手直し確認年月日	年 月 日
予定建築物等の用途	
備 考	

管理予定者との協議書

年 月 日

多治見市長 様

住 所

事業者

氏 名

⑩

地内で行う多治見市土地開発指導要綱に基づく開発事業に関する工事により設置される施設等の管理について、同要綱第11条第2項の規定により、次のとおり協議します。

施設等の 名 称	位 置	規模及び概要	管理者と なる者	移 管 の 内 容

注1：関連公共施設及び関連公益施設の全てについて記載すること。

注2：「移管の内容」欄は、多治見市土地開発指導要綱別表の「施設等の管理計画書」に準じ記載すること。

施設等の移管検査申請書

年 月 日

多治見市長 様

事業者 住 所

氏 名

TEL() - 担当者

次の施設を多治見市土地開発指導要綱第11条第5項に基づき市へ移管しますので申出します。併せて同施設の検査をお願いします。

開 発 事 業 名	
所 在 地	多治見市
施 設 の 名 称	道路・水路・沈砂池・調整池・公園・児童遊園・緑地法 面・集会所・下水道施設・防火水槽・その他()
協定年月日及び番号	年 月 日 第 号
市の検査済証交付年月日 及び番号	年 月 日 第 号

ついて、電柱番号、支線及び外灯については引込電柱の番号、外灯のワット数(メーター、定額制の別)を調査して公園、児童遊園、広場の台帳に記入する。】

8 写真【公園、児童遊園、広場の全景及び主要施設(カラー、A3台紙に貼付1部)】

9 公園、児童遊園、広場の台帳【電磁的記録(電子的方式磁気的方式その他の知覚によっては認識できない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)により提出(dwg、dxf、pdf形式)】

○緑地、造成法面の場合……………緑化公園課

- 1 確定測量図(所在地を塗色すること。)
- 2 雨水排水平面図
- 3 関係施設構造図【電磁的記録により提出(dwg、dxf、pdf形式)】
- 4 緑地の台帳【電磁的記録により提出(dwg、dxf、pdf形式)】

○集会所の場合……………総務課

- 1 建築設計図

○下水道施設の場合……………上下水道工務課

- 1 汚水排水竣工平面図【公設汚水柵の位置を合わせて明示すること。】
〈図面及び電磁的記録により提出(dwg、dxf形式) 縮尺1/500〉
- 2 汚水排水竣工縦断面図
〈図面及び電磁的記録により提出(dwg、dxf形式) 縮尺縦1/100 横1/1,000〉
- 3 関係施設構造図
- 4 下水道施設台帳【別途指示の様式による】

○防火水槽の場合……………消防課

- 1 防火水槽用地竣工平面図【防火水槽の配置も合わせて明示すること。】
〈縮尺1/100以上〉
- 2 防火水槽構造図
〈縮尺1/50以上〉
- 3 施工調書【施工業者名及び工事費を記載したもの】

注：申請書は2部(正・副)提出すること。ただし、特別指示がある場合以外は、副本には共通事項のみの添付でよい。なお、副本は施設等移管検査結果通知書(別記様式第15号)を添えて返却する。

施設等移管検査結果通知書

第 号
年 月 日

様

多治見市長



施設等の検査結果について、多治見市土地開発指導要綱第11条第6項の規定により、次のとおり通知します。

1 移管する施設

2 所在地

3 立会人 市側

業者側

4 検査年月日

5 検査結果

関連公共施設の帰属申出書

年 月 日

多治見市長 様

住 所
事業者
氏 名

印

次の土地を多治見市土地開発指導要綱第11条第7項に基づき市へ帰属いたします。

1 開発事業名

2 帰属する土地

用 途	地 目	位置(土地の表示)	面 積

添付書類

- | | |
|----------------|-----|
| 1 登記承諾書 | 2 通 |
| 2 印鑑証明書 | 1 通 |
| 3 法人の現在事項全部証明書 | 1 通 |
| 4 土地全部事項証明書 | 1 部 |

添付図面

- | | |
|-------------------------|-----|
| 1 位置図 | 1 部 |
| 2 公図の写し | 1 部 |
| 3 申出地の測量図(A3) | 1 部 |
| 4 道路台帳用平面図等(道路の帰属申出の場合) | 1 部 |

注1: 登記に要する諸費用は事業者の負担とする。

注2: 都市計画法に基づく開発行為以外で設置された関連公共施設は別記様式第17号によること。

関連公益施設の寄附申出書

年 月 日

多治見市長 様

住 所

事業者

氏 名

印

次の不動産を多治見市土地開発指導要綱第 11 条第 7 項に基づき市へ寄附いたしますので採納されますようお願いいたします。

1 開発事業名

2 寄附する不動産

用 途	地 目	位置(不動産の表示)	面 積

添付書類

- | | |
|----------------|-----|
| 1 寄附証書 | 2 通 |
| 2 登記承諾書 | 2 通 |
| 3 印鑑証明書 | 1 通 |
| 4 法人の現在事項全部証明書 | 1 通 |
| 5 土地全部事項証明書 | 1 部 |

添付図面

- | | |
|-------------------------|-----|
| 1 位置図 | 1 部 |
| 2 公図の写し | 1 部 |
| 3 申出地の測量図(A 3) | 1 部 |
| 4 道路台帳用平面図等(道路の寄附申出の場合) | 1 部 |

注 1 : 登記に要する諸費用は事業者の負担とする。

土 地 の 一 筆 調 書

土地の所在地番	土 地 に 関 する 事 項								その他特記事項
	地目		面積		所有権者の住所・氏名	土地取得等の方式	所有権以外の権利		
	登記簿	現況	登記簿	実測			権利の種類	権利者の住所・氏名	
合計(筆)									

- (注) 1 「土地の所在地番」欄には、利用目的に係る土地の全部について一筆ごとに記載すること。
 2 「土地取得等の方式」欄には、自己用地、売買予定、造成協力、賃貸借の別を記載すること。
 3 土地の一部が開発区域に含まれる筆については「その他特記事項」欄に「一部」と記載すること。